

「人殺出入」(一)

——江戸幕府評定所における刑事事件の審理とその特徴——

大 平 祐 一*

目 次

- 第一節 はじめに
- 第二節 「人殺出入」の裁判記録
- 第三節 事件の経緯
- 第四節 評定所での審理
(以上、本号)
- 第五節 奉行の伺いと老中の指令
- 第六節 若干の特徴
- 第七節 結びにかえて

* おおひら・ゆういち 立命館大学名誉教授

第一節 はじめに

一 江戸幕府の裁判手続きには、「吟味筋」と「出入筋」の二つがあったといわれる。石井良助氏によれば、前者は「刑事手続」、後者は「民事刑事の両訴訟手続」であった。⁽¹⁾ 平松義郎氏も、「吟味筋」を「刑事裁判手続」、「出入筋」を「民事刑事両訴訟手続の合体したもの」とする。⁽²⁾ 両氏の見解は基本的には異なるところがなかった。⁽³⁾

ところで、「出入筋」をこのように理解すると、平松氏の指摘するように、「吟味筋のみが刑事裁判手続ではない⁽⁴⁾」ということになろう。「犯罪が出入筋で裁判されることもある」のであり、「出入筋は、民事事件だけではなく、刑事事件をもその対象とした」からである。⁽⁵⁾ それゆえ、江戸幕府の刑事裁判手続については、平松氏自身が指摘するように、「厳密に言えば、出入筋をも併せ考察すべきである」、⁽⁶⁾ といえよう。しかし、氏は、「出入筋」については先学の詳細な研究が既に存在するとして、著書『近世刑事訴訟法の研究』では考察の対象を「吟味筋」に絞り込んだ。氏のこの著書は、刊行後六〇年余りたった今もなお、江戸時代の刑事訴訟法に関する第一級の研究書として燦然と光り輝いている。

二 ところで、石井良助氏は、平松氏の上記著書に対する書評のなかで、次のように述べている。「わたくしとしては、刑事問題が出入筋で扱われるとき、どういう風に取扱われたか、その具体例が知りたかったのであるが、本書はその点にはほとんど触れていないのは残念である」、⁽⁷⁾ と。石井氏のこの指摘から、刑事事件が「出入筋」で扱われる場合の取扱いについては、平松氏の上記著書を含めて、それまでの研究では取り上げられることがなかったということが分かる。この状態は今もなお変わっていない。このことは、江戸幕府刑事裁判手続の重要な一部分が

今なお未解明のままであるということの意味しよう。⁽⁸⁾ 江戸幕府の刑事裁判手続は、平松氏の指摘される通り、「出入筋」も含めて考察することにより始めて、その全体像が明らかになってくるものと思われるからである。

本稿では、このような研究状況を踏まえて、江戸幕府評定所において「出入筋」で殺人事件を扱う場合のその取扱いについて、評定所での審理を中心に、奉行の判断・老中への伺いと老中からの指令をも視野に入れつつ論じようと思う。そして、その取扱いについて若干の特徴を指摘しようと思う。「出入筋」、「吟味筋」を含めた広い意味での刑事裁判手続研究の一材料にでもなれば望外の仕合わせである。

三 なお、江戸幕府評定所での民事事件の審理の様子については、周知のように、中田薫氏の詳細な研究がある。⁽⁹⁾ しかし、評定所での刑事事件の審理については、尋問と答弁を含めてその様子を明らかにした研究は見られない。⁽¹⁰⁾ 平松氏の上記著書も、江戸町奉行所に焦点を当てて論じられたためか、評定所での刑事事件の審理については具体的に触れていない。この点でも本稿は、新しい素材を学界に提供できるものと思う。

第二節 「人殺出入」の裁判記録

一 本稿で用いる「人殺出入」の裁判記録は、京都府立総合資料館所蔵谷口家資料のなかの一史料である『於評定所詮議者留書』⁽¹¹⁾に収録されている。谷口家資料は、丹後田辺藩（牧野家）郡奉行役所の史料と、同藩土原家旧蔵の史料がその中核をなすといわれている。⁽¹²⁾ 『於評定所詮議者留書』には、表紙右側に「郡奉行役所」と記した張紙がなされている。同書は丹後田辺藩郡奉行役所が保管していた書物の一つなのであろう。同書の最初の頁に、見開きで一枚の「覚」と題する文書が収録されている。そこには、同書を含めて五種類の書物（計10冊）の名前が記さ

れ、「右上納仕候、以上」とある。そのうちの一種類は所在不明であるが、他の四種類の書物は京都府立総合資料館に保管されている。これらはいずれも評定所留役の手になるものと思われる。これらのうちの二つが、寺社奉行牧野因幡守英成（丹後田辺藩主）の評定所における初判担当事案の判例集であること、そして、『於評定所詮議者留書』収録事案八件中七件が正徳三年（一七二二）のものであり、一件が寺社奉行牧野英成が担当奉行であった事件であることから、この五種類の書物の上納先は、寺社奉行牧野英成（在職、享保三年（一七一八）～九年（一七二四）であったと思われる。今後の執務の参考のため評定所留役に作成を依頼したものと思われる。

なお、『於評定所詮議者留書』には表紙に書名が記されていない。この書名は谷口家資料目録に記されたものである。おそらく、同書の目次・内容および上記「覚」に記されている書名を総合的に勘案して、この書名を目録で用いたものと思われる。

二 『於評定所詮議者留書』の目次を掲げると、次の如くである。

- 〔一〕下総国鴻野山村南藏院と同国皆葉村無量院、入仏開眼之儀二付詮議一卷⁽¹⁾
- 一浪人竹光権之進と出家源秀申合、武州今市宗光寺後住之儀二付不屈有之詮議一卷⁽²⁾
- 一但馬国熊谷村長兵衛外三人と同国香住村源藏外大勢、人殺之儀二付詮議一卷⁽³⁾
- 一上杉民部少輔足輕川知惣兵衛外老人と窪田長五郎元御代官所羽州村々百姓共、青葙盜取候詮議一卷⁽⁴⁾
- 一下野国蕪川村善八外式人と同国古江村太郎左衛門外式人、材木紛失并智養子詮議一卷⁽⁵⁾
- 一(6)大和国立野村龍田明神本宮之神人安村喜右衛門、大和川支配願吟味一卷

一丹羽左京大夫家来と下嶋甚右衛門御代官所奥州鞍岡村百姓共、口論之儀二付詮議一卷⁽⁷⁾

一房州二子村庄兵衛と同国中居村藤右衛門、覚之丞、解死人願之儀二付詮議一卷⁽⁸⁾

このうち、六番目の事案は、大和川魚筥船支配願に関する評定所の吟味記録である。訴願の審理に関する記録といってもよいものである。これがなぜ、他の「詮議一卷」と一緒に『於評定所詮議者留書』に収録されたのか定かでないが、おそらくこれも他の七件と同じ性質のもの——すなわち詮議者——と認識されていたのであろう。

『於評定所詮議者留書』の「詮議者」は、詮議すべき「人」に注目した表現であり、「詮議物」、「詮議事」は詮議する「案件」あるいは詮議という「営み」に注目した表現ではあるまいか。もし、そう見ることが許されるならば、いずれも基本的には同じものということになる。従来の見解のなかには、「詮議物」、「詮議事」を「吟味物」ととらえるものがある。⁽¹⁶⁾ところが、『於評定所詮議者留書』を見ると、必ずしも「詮議者」が「吟味物」であるとは思えないような印象を受ける。『於評定所詮議者留書』には、本文中の各事案の冒頭に、目次とは別の表題が記されている。本稿で扱う第三番目の事案についていえば、目次の表題とは異なり、「但馬国熊谷村長兵衛外三人、相手同国香住村源蔵外大勢人殺出入」という表題が付けられている。表題に「出入」とあり、この裁判記録の冒頭部分に、訴訟人の訴えと相手方の返答が登場する。末尾に、「但、目安、返答書継合、裏判消ス」と記されている。これは、目安提出、奉行の裏判下付、目安送達、返答書の提出、対決・裁許、目安返答書継合裏判消という、「出入筋」の手続がとられていたことを示している。⁽¹⁷⁾「出入筋」の手続がいつころ、どのようにして形成されたのかを、史料の根拠を示して論じた研究はまだ見られないので、慎重な判断が必要であるが、少なくともこの頃には「出入

筋」の手續が形成されていたとみてよいのではあるまいか。本件「人殺出入」が「出入筋」により取扱われたものであるとすると、「詮議物」、「詮議事」を「吟味物」すなわち「吟味筋」で取扱われるものとする従来の見解は再検討の必要があるように思われる。

三 「詮議者」が「詮議物」、「詮議事」と同じであるとすると、もう一つ、従来の見解との間で整合性のとれない問題が出てくる。従来の有力な見解によれば、「詮議物」、「詮議事」とは刑事事件、刑事裁判のことであつた⁽¹⁸⁾。ところが、『於評定所詮議者留書』を見ると、刑事事件、刑事裁判とは思えない事案も見られる。第一番目の事案がそれである。この事案は、入仏開眼供養の権限をめぐる寺院と百姓ならびに他寺院との争いに関する裁判記録であり、記録を見る限り刑事事件、刑事裁判ではない。また、第六番目の事案は、魚籾船の支配願の吟味記録であり、明らかに刑事事件、刑事裁判ではない。「詮議者」と「詮議物」、「詮議事」を同じものと想定するならば、「詮議物」、「詮議事」を刑事事件、刑事裁判とする従来の見解は修正を求められよう⁽¹⁹⁾。

四 本稿では、『於評定所詮議者留書』の第三番目の事案をとり上げる。同事案の本文中の表題は、上述したように、「但馬国熊谷村長兵衛外三人、相手同国香住村源蔵外大勢人殺出入」と長文である。以下では、「人殺出入」と略称し、『於評定所詮議者留書』に収録されている「人殺出入」裁判関連の記録を、以下では「人殺出入」文書⁽²⁰⁾と呼ぶことにする。

本件「人殺出入」は、豊岡藩の者が出石藩の者を相手とって寺社奉行所に訴え出たものであり、「評定公事」(「評定所公事」と見てよいであろう。「人殺出入」文書は、(1) 訴訟人の訴え、(2) 相手方の返答、(3) 各人の「申口」(供述)、(4) 奉行の伺い、(5) 老中の指令(下知)、(6) 一件終結文からなっている。(1)は、訴訟人の訴状にもと

づき記されたものと思われる。以下では、この部分を、カッコを付して「訴え」と呼ぶことにする。「訴え」の冒頭には訴訟人四名の名前が記されている。(2)は、相手方の返答書にもとづき記されたものと思われる。以下では、この部分を、カッコを付して「返答」と呼ぶことにする。「返答」の冒頭には相手方四名の名前が記されている。⁽²¹⁾(3)は、法廷での吟味においてなされた尋問や答弁などを記した供述調書とでもいうべきものである。⁽²²⁾(4)は、その吟味をふまえて奉行側が一定の判断を下し老中に伺った文書である。本件「人殺出入」は刑事事件であるが、犯罪事実の認定ができなかったため、刑の伺いがなされていない。(5)は、奉行側の伺いに対する老中の指令(下知)であり、これにもとづき奉行は判決を申し渡した。(6)は、判決の執行と裁判の終結に関する記述である。

中田薫氏によれば、「評定公事」(「評定所公事」)においては、吟味が済むと「口書」が作成される。評定公事における「口書」は、氏によれば次のようなものであった。「口書は、訴答状及び対決審問の際における調書に基づき掛り役人が作成する書類」であり、まず初めに訴答の概要を記し、次で、主たる争点についての訴答双方の申立(問答)、これに対する奉行の判断と当事者の承伏文言を附記し、最後に、定形の結び文言で結び、訴答双方及び参加人等の連名で捺印するものである。⁽²³⁾この「口書」を奉行が確認する。⁽²⁴⁾中田氏の叙述では、この「口書確認」の次に、奉行による判決申渡ししの記述が出てくるが、判決申渡ししの前に、「吟味筋」の場合と同様、この「口書」をもとに「吟味伺書」(吟味書)が作成され、老中に提出されたものと思われる。⁽²⁵⁾

寺社奉行所関係の史料集といわれる『祠部職掌類聚』⁽²⁶⁾の中の一史料「評定所公事伺之上裁許之部」(二冊)には、合計一〇件の「出入」の「吟味伺書」が収録されている。いずれも「評定所一座」名の「吟味伺書」である。これによれば、「出入」の「吟味伺書」には二種類あるように思われる。一つは刑事事件がらみの「出入」の「吟味伺

書」(以下、刑事出入「吟味伺書」と略称)、もう一つは、民事事件の「出入」の「吟味伺書」(以下、民事出入「吟味伺書」と略称)である。全一〇件の「吟味伺書」中、前者は一件⁽²⁸⁾、後者は九件⁽²⁹⁾である。前者の刑事出入「吟味伺書」は、「……一件吟味仕候処、左之通御座候」という簡単な前文、そして、個人別の供述調書〔黄紙附札〕が付されている)と「御仕置附書附」からなっている⁽³⁰⁾。そこには判決原案とも言うべき科すべき刑が伺いとして記されている。後者の民事出入「吟味伺書」は、双方の主張を踏まえた奉行の判断(判決原案)、そして伺い文言が一紙に記されている⁽³¹⁾。二種類の「吟味伺書」のいずれにも奉行(評定所一座)の判決原案が記されている。奉行(評定所一座)よりこの「吟味伺書」に対し老中は指令(下知)を下し、奉行(評定所一座)はそれにもとづき判決申渡を行う⁽³²⁾。その後、裁許請書(裁許請証文)の提出、裏判消の手続が行われる⁽³³⁾。

「評定公事」(「評定所公事」)のこうした流れを見ると、「人殺出入」文書の(1)～(4)は、奉行より老中に伺う「吟味伺書」と思われる。そのなかで、「人殺出入」文書(3)の供述調書の部分が大半を占めているという点に注目すると、この「吟味伺書」は刑事出入「吟味伺書」と見ることも可能かも知れない。しかし、「人殺出入」文書(1)の訴訟人の「訴え」の部分、同(2)の相手方の「返答」の部分は、上記刑事出入「吟味伺書」には見られない。また、上記民事出入「吟味伺書」九件にも、(1)の「訴え」部分と(2)の「返答」部分が截然と区別されて記されているわけでは必ずしもない。何よりも、(3)の個人別供述調書が上記民事出入「吟味伺書」には基本的に見られない点は、「人殺出入」文書と大きく異なる。「人殺出入」文書の「吟味伺書」ともいうべき(1)～(4)は、「評定所公事伺之上裁許之部」に見られた刑事出入「吟味伺書」、民事出入「吟味伺書」のいずれにも該当しないタイプの「吟味伺書」のよりに思える。ただ、上記刑事出入、民事出入いずれのタイプの「吟味伺書」にも、奉行(評定所一座)の判決原案

が記されていたのに対し、「人殺出入」文書の「吟味伺書」ともいうべき(1)～(4)にはそれが記されていない。後述のように、本件「人殺出入」では犯罪事実の認定に行き詰っていた。そのため判決原案を書くことができなかったものと思われる。「人殺出入」文書の(5)は、「吟味伺書」に対する老中の指令(下知)である。本件では判決原案がないので、老中が独自に判断を下している。この老中の判断(指令)にもとづき、奉行が判決申渡を行っている。「人殺出入」文書の(6)は、本件が刑事事件であること、そして、「出入」であることから、刑の執行(遠島、追放)、証文の取置、裏判消、一件文書の管理者についての記述等からなる。

第三節 事件の経緯

一 本稿で取り上げる「人殺出入」は、治右衛門なる者が夜中に鉄山で盗人とみなされて殺害されたため、息子たちが加害者側を相手どって訴え出た事件である。殺害された治右衛門は、京極甲斐守領分(豊岡藩)但馬国二方郡熊谷村の者である。治右衛門を盗人とみなして縛り殺したのが仙石越前守領分(出石藩)但馬国美含郡久斗山鉄山師源蔵の手代八兵衛であり、八兵衛に捕縛を命じたのが源蔵の弟平八であった。治右衛門の息子たちが八兵衛、平八、源蔵らを相手どって江戸の寺社奉行所に出訴したのが、本件「人殺出入」である。事件の経緯は、「人殺出入」文書の「訴え」、「返答」部分に記された訴訟人、相手方双方の主張から浮かび上がってくる。

二 訴訟人は、被害者(治右衛門)の息子長兵衛、吉兵衛、被害者の親類加兵衛、被害者の居住する熊谷村の大庄屋与市の四人である。「訴え」によれば、訴訟人は次のように訴え出た。以下、その主張を簡条書きにする。なお、「」内は筆者が補ったものである。

(a) 熊谷村の治右衛門は、仙石越前守領分但馬国美含郡久斗山鉄山師源藏の弟平八の所へ、前金払をしていた鉄を受け取りに出かけると宿に申し置き、そのほか大豆、小豆等を買求める銀子一貫六百目と商売帳、手形等を持参して、去る卯年(正徳元年(二七二))二月一日に出かけた。

(b) 同夜、久斗山鉄山にて治右衛門は平八や手代どもに打ち殺されたと、親類徳左衛門が翌朝知らせてきた。

(c) そこで早速、鉄山に行き様子を尋ねたところ、久斗山村庄屋孫左衛門ならびに手代どもが出てきて、『盗人であったので打ち殺した』と申したので、死骸を吟味したところ、衣類を剥ぎ取り裸にして菰に包んで埋めてあった。

(d) 治右衛門は盗などする者ではない。そのうえ何の証拠もない。たとえ盗んだとしても、庄屋孫左衛門は治右衛門を常々よく知っている者であるので、一応の届けをすべきところ、隠して埋めたのは心得がたい。

(e) そこで、死骸を(相手方に)預け置き、(出石藩主)仙石越前守の役人へ訴状を提出し、三〇日余りそこに滞りして詮議を願ったが、(藩役所での)対決・吟味もなく、『鉄山の者たちが返答書を豊岡藩の役人まで差出すので帰るように』と出石藩の役人が言うので、やむなく帰ってきた。

(f) その後、待っていたが何の詮議もないので、江戸に出てきて詮議を願って出訴した。

三 以上が訴訟人側の主張である。これに対し、相手方である久斗山鉄山師源藏、同人弟平八、源藏の手代ども、久斗山村庄屋孫左衛門は、「返答」のなかで次のように答えている。

(a) 治右衛門という者が久斗山鉄山で、平八へ鉄前銀を渡し置き、その鉄を受け取りに行くと言ふと宿へ申し置き、そのほか、買物銀子、帳面等を持参し在所を出発したところ、同夜、鉄山で平八や手代どもが銀子その他を剥ぎ取り打ち殺したと「訴訟人側が」申し上げているのは偽りだ。

(b) 治右衛門が死亡したことの次第は、二月一日の夜半過ぎ、鉄山に紛ぎれ込んだ者がいたので夜番の者が見つけ、『何者だ』と咎めたところ、返答もなく逃げ去ったので、『盗人』と声を掛けたところ、山内の者が聞き付け、大勢出てきて小屋はずれで追いつき、打ち伏せてみると、盗んだ鉄一貫七百目余り所持していた。その節、平八や手代与兵衛、久斗山村庄屋孫左衛門もやって来て居合わせたので、搦め捕えるよう指図するうちに、大勢で打殺した。

(d) 源蔵は出石いずしに居たので、翌朝、早速飛脚で右の次第を知らせた。出石まで道のりが拾三里余りあるので、源蔵の指図を受けるまで手間どった。

(e) そもそも盗人に間違いないので、久斗山番太郎の八兵衛を呼び寄せ、「死骸を」埋め置くように申し付けた。前々より、このような類の者の衣類等を番太郎が剥ぎ取って埋めるので、今度もその通り番太郎が衣類を取り、「死骸を」菰に包んで埋めた。銀子などはなく追剥をしたわけではない。

(f) 熊谷村の者どもが、出石へ来て数日滞在して願ったが詮議がなかったと言っているが、そうではない。「出石藩役所は」訴状を受け取り、源蔵兄弟、手代以下その他の者を召し出して、色々吟味があり、久斗山の者どもに偽りがなかったことがはっきりしたので、豊岡藩役人宛の添状を出し、返答書をととのへて四月一日、豊岡へ行って差出した。同二四日まで滞留して双方の詮議を願ったが、二方郡の者どもや自分たちは吟

味を受けない旨〔豊岡藩役人は〕出石藩役人へ返書を遣わし、〔自分たちに対しては〕『帰るように』と〔豊岡藩役人が〕申し渡した。

四 以上が双方の主張するところであった。双方の主張は大きく対立するが、双方の主張から共通して言えることは、熊谷村の治右衛門が、正徳元年（一七一二）二月一日夜、久斗山鉄山にて盗人として捕えられ殺害された、ということである。この事件は、まず出石藩の役所で詮議されたようである（第四節第八項与右衛門の供述調書参照）。そのことは、上記相手方「返答」(f)からも理解できる。ただ、訴訟人が豊岡藩の者であったため、出石藩役所で詮議されたのは、相手方である出石藩の者たちだけであつたものと思われる。上記訴訟人「訴え」(e)に、「出石藩役人に訴状を提出して詮議を願つたが、対決・吟味はなされなかつた」とあるのは、事件が他領関連事件であるため出石藩が裁判権を行使できなかつたからであらう。同様に、豊岡藩の方も裁判権を行使することができなかった。相手方「返答」の(f)によれば、相手方は豊岡藩役人に返答書を提出し詮議を願つたようであるが、裁判は行われなかつた。他領の者が関係する事件であるので、どちらの藩も裁判権を行使することはなかつた。被害者側である訴訟人たちが求めた裁判は現地では実現しそうもなかつた。この種の事件に裁判権を持たない領主たちは、老中に「奉行所吟味⁽³⁷⁾」を願ひ、事件を幕府奉行所の吟味にゆだねることが可能であつたが、それもなされた形跡がない。そこで訴訟人たちは、目安懸りの手続きで、みずから江戸の奉行所に目安（訴状）を提出したものと思われる。

第四節 評定所での審理

第一項 序

一 訴訟人たちの「訴え」の内容、それに対する相手方の「返答」の内容は上記の通りであった。双方の主張が対立し、事件の真相がいまひとつ分からぬところがあったため、奉行側は双方を評定所へ召し出して再度吟味した。「人殺出入」文書の(1)「訴え」、(2)「返答」に続けて、次のように記されていることからそのことが分かる。

「右之通、双方申之、殺候相手も不相知候二付、評定所江召出、再篇遂吟味候之趣、左二申上候」

右は、事件の真相が分からないので、評定所で再度吟味をしたという意味であろう。目安（訴状）を提出して幕府奉行所に他領者を相手どって訴え出た本件「人殺出入」は、いわゆる「評定公事」（評定所公事）である。⁽³⁸⁾「評定公事」では、冒頭、奉行による「一通吟味」⁽³⁹⁾がなされたあと、評定所留役など奉行の下僚が「追々吟味」を行う。⁽⁴⁰⁾下僚の吟味は奉行宅（奉行所）で行われる。⁽⁴¹⁾そして、最終回の判決申渡が再び評定所で、一座の奉行列座のなかで行われる。⁽⁴²⁾したがって、「評定公事」では、評定所での奉行による吟味は、通常、冒頭（初回）の「一通吟味」だけである。実質的な吟味は奉行所で行う。本件「人殺出入」では、評定所で再度の吟味が行われており、少し難事件であったのかも知れない。

評定所での再度の吟味では、相手方（加害者）を中心に吟味が行われた。「人殺出入」文書によれば、吟味の様子は各人の「申口」と記された供述調書のなかにかがうことができるので、以下では、この供述調書（「申口」）を手がかりにして、評定所での刑事事件の審理の様子を明らかにする。なお、この供述調書は、老中への報告のため奉行側が尋問の様子を記したという形式になっており、供述調書という性格と、奉行がまとめた老中への報告書という性格が混在しているように思われる。全体として、(イ) 被糾問者の供述部分、(ロ) 奉行側の尋問部分、(ハ) 答弁に対する奉行側の評価も含めた奉行側の記述部分等が入り乱れていて少し分かりづらいところがある。主語がないという日本語の特徴もその分かりづらさを増幅させている。本稿では、読者にとつての分かりやすさを考慮して、なるべく上記(イ)(ロ)(ハ)を明確に区別できるように工夫した。また、「」で適宜、主語、目的語などを補った。

第二項 平八（鉄山師源蔵の弟）の吟味

一 久斗山鉄山での治右衛門殺害事件当夜、鉄山師源蔵は出石に出かけて不在であったため、弟の平八が当夜の鉄山の実質的な責任者であったものと思われる。平八は事件発生の翌年（正徳二年（一七二二）二月に江戸で入牢を命じられている。訴訟人たちが江戸の奉行所に出訴したことによるものと思われる。入牢後、一時病気のため宿預けとなるが、その後回復し、再び入牢を命じられている。平八の吟味の様子については、供述調書（「申口」）⁽⁴³⁾に次のようにある。

右の者（平八）が申すには、『二月一日の夜半、夜番人八兵衛（手代）の座小屋辺に人がたたずんでいたので、

「八兵衛が」咎めたが返事がないので、「盗人」と声をかけたところ、大勢が出てきて、八兵衛が治右衛門を打ち倒し、半死半生の体にして捕えたと知らせて来たので、出て行って、「盗人であるなら死んでも構わないから、強く縛って置くように」と申し付けたところ、八兵衛が治右衛門の首より直接小手に縄を引き廻し、はしごの四段目あたりへ足のつま先があがるほど強く縛り上げ、盗んだ鉄を首へ懸けたので、死んでしまった。そのさい吟味したが、銀子などはなく、前巾着に銭五文、反故一枚しかなかった」と述べた。

そこで、「奉行側が」「鉄を盗んだという確かな証拠があるのか」と、数度吟味したところ、「平八は」「兄源蔵が鉄山を請負って以降、新道を付けたが、鉄山へ用事のある者以外は通らない道であるので、夜ふけにたたずんでいれば、盗人か、盗んだ鉄買いに間違いない」と述べた。「奉行側は」「しかし、「その道は」美舎へも通ずる道であり、番所などもないので、夜中でも「人が」通らぬ道ではない。しからば、決して盗人とは決めがたい。鉄が懐中にあつたという点は、治右衛門が死んでいるので、自分で有り合わせの鉄でもつていかようにでも工作したかも知れぬ事である。証拠がないので盗人とは決めがたい」と再度尋問したが、「この点については」何の証拠もない。

「治右衛門が」銀子を所持していたであろうことも吟味したが、「平八は」「決して銀子は所持していなかった」と述べた。また、「奉行所側が」「盗人であっても死ねば早速、領主役人へも届け、差図を受けるべきところ、そうせず、番太郎の八兵衛に命じて衣類等まで剥ぎ取つたのを隠して埋め置いたのは不届の至りである」と申し聞かせたところ、「平八は」「その件は謝まる」と述べた。

また、事件当時の夜番は与右衛門と申す者であつたと最前供述したので、兪議のため与右衛門を召喚する差紙

を〔鉄山師の〕源藏へ渡したところ、『与右衛門は去年九月に病死した』と申すので、「奉行側が」吟味をしたところ、与右衛門は存命であることが判明したので、召喚して僉議のうえ、与右衛門の供述にもつき平八を尋問したところ、「平八は」『その夜、〔与右衛門は〕夜番人ではなかったが、出石〔の藩役所〕でも与右衛門が番人であったと供述したので、最前もその通り述べた。〔手代の〕八兵衛が夜番人であつて、「盗人」と声をかけたのは間違いない。与右衛門が病死したと申し述べたのは、「与右衛門が」召喚され、僉議のさいにありのまま申し述べると私が難儀になると考え、偽りを述べたのであり、「この点は」謝まる』と述べた。

二 以上が、鉄山師源藏の弟平八の吟味の様子を記した供述調書の内容である。ここでは奉行側は、まず、事件の経緯を述べさせ、その上で尋問を行っている。尋問のポイントは、(一) 殺された治右衛門は盗人であつたのか、それとも逆に、(二) 鉄山の者たちが治右衛門の所持銀を奪うため盗人に仕立てて殺したのではないか、という二点であつた。(一)については、奉行側は平八の根拠を批判し、鉄山の新道を夜中に通つたことや鉄を懐中にしていたことが盗人の証拠にはならないと、彼の主張をしりぞけた。そして、供述調書にも、この点については「何の証拠もない」と奉行側は記している。(二)については、治右衛門が盗んだ鉄を懐中していたかのように平八らが仕組んだかも知れない、と奉行側が述べているところからすると、平八らが治右衛門の銀子を奪つて殺害したあと、治右衛門を盗人に仕立てあげた可能性もある、と奉行側は考えていたようにも思われる。ただ、(二)については、「〔治右衛門は〕銀子を所持していなかった」という平八の供述を、奉行側はそれ以上追及することはなかった。攻め口をうまく見つけることができなかったのであろう。

なお、吟味のなかで平八の偽証が発覚し、奉行側はその点を追及している。平八が事件当夜の番人を与右衛門と偽り、しかも、その与右衛門は既に病死していると偽りを重ねる供述をしたことが発覚したのである。公正な裁判をゆるがし、お上の裁判の權威を傷つける偽装工作、隠蔽を許さないという奉行側の姿勢が偽証を見抜いたことは注目される。

第三項 八兵衛（鉄山師源蔵の手代）の吟味

一 久斗山鉄山師源蔵の手代八兵衛は、事件の翌年（正徳二年（一七二二））の六月に入牢を命じられ、同年八月晦日に死亡している。入牢二カ月後の死亡である。八兵衛の吟味の様子については、供述調書（44申口）に次のようにある。

右の者（八兵衛）が申すには、『去る卯年（正徳元年（一七二一））二月一日の夜番は私が勤めていたところ、夜半すぎ、座小屋辺に人がたたずんでいたので、「盗人」と声をかけたところ、逃げ出したので追いかけて、うしろより棒で倒し難かったので、山子どもが大勢出てきて棒で半死半生の体にして捕え、平八にこの件を申し伝えたところ、「盗人であるなら死んでも構わないから強く縛り置くように」と申し付けられたので、首より直接小手に縄をかけ引廻し、はしこの四段目に足のつま先が上がるほどに縛りつけて置いたため、死んだ。私が縛り殺したことは間違いない。金銀を所持しているのを知っていて、申し合わせて殺したのでは全くない。銀子は全く所持していなかった』、と述べたので、『奉行側が』『鉄盗人という証拠はあるのか。鉄を懐中にして

いたというが、鉄は自分たちの有合わせの物であるので、証拠も無いものは盗鉄とは決めがたい」と、数度吟味をしたところ、「八兵衛は」、「盗み取ったという証拠はないが、夜中に小屋辺にたたずみ、鉄を懐中にしていれば、盗人か又は、人足どもが盗み取った鉄を買取る者が忍んで来たことも前にあったので、大方は盗み鉄買いであろう」と述べた。「奉行側が」、「しかし、「事件があった場所は」鉄山師源蔵が新道を開き美舎へ通行する所であり、番所などもないので夜中でも通つてはならない道というわけでもないことから、「治右衛門を」決して盗人とは決め難い」と申し聞かせたところ、「八兵衛は」、「盗人という証拠もないところ、理不尽に縛り殺し、そのうえ、出石役人へ届けて差図を受けることもせず、死骸を隠して埋めたことは謝まる」と述べた。

かつまた、その夜、夜番人の与右衛門と申す者が、治右衛門がたたずんでいるのを発見して声をかけたとき前申したので、与右衛門を召喚する差紙を「鉄山師の」源蔵へ渡したところ、与右衛門は病死したと一同に言ったが、僉議のうえ与右衛門は存命であることが判明したので、このたび与右衛門を召喚して僉議を遂げたところ、与右衛門は、「その夜は番人ではない」と述べたので、「奉行側は」、与右衛門の供述の趣旨にもとづき、「八兵衛に」尋問したところ、「八兵衛は」、「その夜は与右衛門が番人ではなかったが、偽りを述べたのは、平八、源蔵が、「その夜は」与右衛門が夜番であつて、治右衛門を見つけて、盗人」と声をかけたので、大勢出てきて打ち殺したと、出石（の藩役所で）で述べるように」と申し含めた（からである）。与右衛門が死んだと述べたのは、「与右衛門が」賤者のことでもあるので、召喚され僉議のさいにありのまま述べると、私どもが難儀すると思ひ、源蔵、平八、そして手代どもが申し合わせて偽つた。そのことは謝まる」と述べた。

一、治右衛門に『盗人』と声をかけたのは、銀子を奪いとるため、『盗人』といつて殺したのだろうか。そのほ

か何か事情でもあったのだろうか。「この点につき」これまた「数篇」尋問したが、右の通り相違ないと述べ、そのうち牢死したので、右の通り、供述のままである。

二 以上が久斗山鉄山師源蔵の手代八兵衛の吟味の様子を記した供述調書の内容である。ここでも奉行側は、八兵衛に対し、まず事件の経緯を述べさせ、そのうえで尋問を行っている。尋問のポイントの第一点目は、殺された治右衛門が盗人であったのかという点である。この点については、八兵衛は、前例もあげて盗み鉄買いの可能性を指摘している。奉行側はその点については特に注目せず、治右衛門が夜間通行禁止ではない場所を通ったので、盗人とはいえないと申し聞かせている。八兵衛は奉行側のこの見解に抗えず、理不尽に縛殺し、無届け埋葬をしたことを陳謝している。

尋問のポイントの第二点目は、治右衛門の所持銀を奪い取るため、治右衛門を盗人に仕立てて殺したのではないか、という点である。この点についての八兵衛の答弁は、上記平八の場合と同様、『銀子は所持していなかった』、というものである。奉行側は、八兵衛のこの答弁に不自然さを感じたのであろうか、供述調書に一つ書きで疑念を書いている。

この一つ書き部分は、供述調書というよりも、供述に対する奉行側の評価と奉行側の対応・結果を老中に報告するという形で書かれており、「供述評価報告文」とでも言うべきものである。同報告文によれば、尋問のポイントの第二点目につき、八兵衛の供述が奉行側の疑問を解消するにはいたらず、八兵衛らによる計画的犯行の可能性も否定できないのではなからうかと奉行側は考えていた。他方、それ以外の可能性にも思いをめぐらせていた。こう

した不透明な部分を解明するため、奉行側は、「数篇」尋問を行っていた。しかし、奉行側の追及にもかかわらず八兵衛の答弁は変わらなかった。そして、そのうち牢死してしまった。そのため奉行側は明確な心証を形成することができなかった。

なお、上記した偽証の件については、平八と源蔵の指示によるものであると明確に述べている。この点は後述する源蔵の証言を否定するものであり、注目される。

第四項 孫左衛門（久斗山村庄屋）の吟味

一 鉄山のある久斗山村の庄屋孫左衛門は事件の翌年（正徳二年（一七一二））五月に入牢を命じられ、その一年後の五月二八日に病死している。孫左衛門の吟味の様子については、供述調書（申口）⁽⁴⁵⁾に次のように記されている。

右の者（孫左衛門）が申すには、『去る卯年（正徳元年（一七一））二月一日、鉄山へ出かけて泊ったところ、夜半ごろ、夜番人と右衛門が「盗人」と声をたてたので、大勢が出てきて、手代八兵衛が治右衛門を追いかけて打ち倒し、つかまえて台所へつれて来たので、平八、手代と兵衛その他の者が出て来て、平八が、「強く縛り、足をゆるく首に結びつけるように」、と命じたので、八兵衛がその通りにはしごに縛りつけ、息もするのにもむずかしく死にそうに見えたので、私は、「同領の者でも他領の者でも、殺してはあとで出入りになるので、私に預けるように」、と申ししたところ、「盗人であるのに預かるというのがあるのか」、と行って、手代どもが

私を捕えて投げつけたので、鬨しぎに頭を打ちつけて、気絶しそうになり、それから私は外の小屋に行き臥ふしていたため、それ以後の様子は知らない』、と述べたので、『奉行側は、『治右衛門は銀子を所持していたので、平八や手代どもが馴れ合い、縛り殺して銀子を奪ったのではないか』と僉議を遂げたところ、『孫左衛門』は、『毛頭、申し合わせて殺したのではない。治右衛門が銀子を所持していたとも存じていない』、と述べたので、『奉行側が』、『治右衛門が盗人であるという証拠はあるのか』、と数度尋問したところ、『孫左衛門は』、『盗人とか盗み鉄買てつばいいという証拠もないので、盗人とは申し難い』、と述べた。

また、夜番人と右衛門のことを尋ねたところ、『孫左衛門は』、『去る卯年（正徳元年（一七一二））九月に死亡し、小原村編照寺という寺に埋葬したことは間違いない』、と述べたが、『与右衛門は存命であつて、このたび召喚した。このように偽りを申ししたのは、どのような理由で隠し偽つたのか』、と尋問したところ、『孫左衛門は』、『この件は、源藏はじめ手代どもまでがそのように申ししたので、死亡したと思つた。与右衛門を葬つた寺の件も、手代どもが申したのを承つたので、その通り申し述べたのだが、源藏や手代どもがどのような思惑により隠したのだろうか。私はいずれも彼らが言うのを真実と思つて、それを述べたのである』、と申した。『奉行側が』、『右一件は、『事件の』最初より鉄山に居合わせ、様子をも知っており、そのうえ、治右衛門は以前から知っている者でもあるので、いよいよもつて地頭役人46へも訴えて、差函を受けるようにすべきであつたのに、庄屋をも勤めながら鉄山の者の言うにまかせて、内証で死骸を埋めさせたのは不念である』、と申し聞かせたところ、『孫左衛門は』、『この件は不念の至りで、申し披ひきできず謝まる』、と述べた。

二 以上が久斗山村庄屋孫左衛門の吟味の様子を記した供述調書の内容であった。ここでも奉行側は孫左衛門に対し、まず、事件の経緯を述べさせ、そのうえで尋問を行っている。尋問のポイントの第一点目は、平八や手代どもが計画的に治右衛門を縛殺して所持銀を奪ったのではないかという点である。これについては孫左衛門は否定的な答弁をし、それ以上の追及はなされなかった。

尋問のポイントの第二点目は、殺された治右衛門が盗人であったのかという点である。奉行側は、治右衛門が盗人であるという証拠の存在について、孫左衛門に「数篇」尋問している。かなり重点的に追及している様子がうかがえる。孫左衛門は結局、奉行側の追及に屈し、『盗人とは言い難い』と述べている。

また、奉行側は、相手方の偽装工作問題を取り上げて追及している。孫左衛門は伝聞を信じただけであると言いついては逃れているが、それでは済まないような疑念が孫左衛門の供述には感じられる。孫左衛門は、事件当日の『夜半ごろ、夜番人と右衛門が「盗人」と声をたてたので、大勢が出てきて、手代八兵衛が治右衛門を追いかけ打ち倒し、つかまえて台所に連れて来た』と証言している。しかし、当日の夜番人は、既に述べたように、与右衛門ではなく八兵衛であった。孫左衛門は夜番人をなぜ与右衛門と証言したのであるか。真実は、八兵衛が「盗人」と声をたてたのである。その声を孫左衛門が与右衛門の声と誤解したとは考えられない。なぜなら、孫左衛門の証言によれば、与右衛門が「盗人」と声をたてたので、大勢が出てきて、手代八兵衛が治右衛門を追いかけて打ち倒し捕まえたことになっているからである。つまり、孫左衛門の証言には、事件発生時の現場に与右衛門と八兵衛の二人が登場するからである。しかし、後述のように、与右衛門自身の証言によれば、与右衛門は事件発生時に現場には居なかったのである。孫左衛門の供述調書のこの部分は、孫左衛門の伝聞を記したという形にはなっていない。伝聞ではな

く、事件当夜、鉄山に泊っていた孫左衛門が直接自分の目で見、自分の耳で聞いたことを証言しているはずである。奉行側も、孫左衛門が事件の『最初より鉄山に居合わせ、様子をも知っており……』、と述べている。そうであるにもかかわらず、なぜこのような事実と異なる証言をしたのだろうか。当日の夜番人は与右衛門であるというのは、事実を隠蔽しようとした源蔵や平八ら偽装工作者たちの主張であった。孫左衛門はこの主張に添った供述をしてみたように思われる。

孫左衛門の不可解な言動は他にもある。孫左衛門は、村内で起こった他領関連殺人事件を領主役人に届けることなく、内証で死骸を埋めさせた。そのことが露見して奉行側から咎められているが、このようなことは庄屋の振舞いとしては不自然と言わざるを得ない。庄屋としての取締責任が問われかねない問題だからである。もつとも、刑事事件を領主役人に知らせずに内々に済ませようとする行動様式は、江戸時代の村役人の間で見られないわけではない。加害者側、被害者側双方を和解させるという「私的内済」⁽⁴⁷⁾は、領主の厳罰回避、村落秩序の早期回復という点で一定の意味を持っていたからである。しかし、孫左衛門がこうした「私的内済」の努力をした形跡は見られない。

全体として見ると、庄屋孫左衛門は、この事件を無かったものとしようとして振舞っているように思われる。鉄山師源蔵やその弟平八らから圧力がかかっていたのだろうか。奉行側は偽装工作の存在を既に承知していたことがこの供述調書から分かる。とすると、事件当夜の番人は与右衛門ではなく八兵衛であったことを知っていた可能性が高い。平八、八兵衛も、事件当夜の番人は与右衛門ではなく八兵衛であったことを認める供述をしている。しかし、奉行側はこの点に関する孫左衛門の供述の不自然さを追及してはいない。その理由は定かではない。事件の真

相解明に結びつく有益な手がかりは得られそうもないと判断したのであるうか。

第五項 源蔵(久斗山鉄山師)の吟味

一 鉄山師源蔵の名は、「人殺出入」文書の(2)「返答」の部分で、「相手方」の筆頭に掲げられている。鉄山師は事件が起きた鉄山の総責任者であると思なされたことによるのであろう。しかし、事件当日は出石に行っており、現場に居なかつたためか、供述調書(申口)は四番目に納められている。入牢の記載もなく、吟味も、他の者たちのように「再篇吟味」された形跡はない。⁽⁴⁸⁾鉄山師源蔵の評定所における吟味の様子については、供述調書に次のようにある。

右の者(源蔵)が申すには、『去る卯年(正徳元年(二七一))二月一日夜、久斗山の鉄山で熊谷村治右衛門を縛り殺した件については、私はその際、出石に居たので様子は知らない』、と申すので吟味をしたところ、間違ひなかつた。当夏、夜番人と右衛門を召喚する差紙を渡した節、源蔵らが「与右衛門は」昨年九月に病死したと述べた。しかし、疑わしかつたので吟味をしたところ、「与右衛門は」存命であつたので、召喚し僉議のうえ、与右衛門が述べたことをもとに尋問したところ、「源蔵は」、「病死したと偽りを申したのは、手代与兵衛が病気のため出牢して宿預けになつた節、与兵衛が言うには、「牢内で僉議の節、夜番人と右衛門は昨年九月に病死したと供述した。与右衛門が存命であるといえはきつと呼び出されて詮議がある。そうなつては(奉行所まで)遠路であるので日数もかか(裁判が)長びくと思ひ、「与右衛門は」病死したと述べた」、と与兵衛

が言ったので、差紙を寄こした節、与右衛門は病死したと偽りを申した。出石において僉議の節、「事件当日は」与右衛門が番人であったと供述すべきだと頼んだのは、平八、手代どもが頼んだのであろうか。私は全く頼んでいない。その夜のこととは知らない。平八、手代どもが知らせて来たので、御当地までやって来て、近ごろまで夜番人与右衛門を見出し出して声をかけようと思っていたところ、詮議のうえ、与右衛門はその夜、番人ではないと承わった」と述べた。

また、「源蔵は」、「治右衛門が盗人であるというのは、その節鉄を所持していたと承ったので盗人と思い、その旨申し述べたが、「盗人から」盗み鉄を買ったのか、又は平八、手代どもが如何様の細工をしたのか、治右衛門が死亡したので実否は申しがたい」と述べた。さてまた、八月九日、「源蔵は」牢内へ密書を遣したので、その旨牢内より訴えがあった。右密書の内容は、出羽守宅で吟味をした趣旨を内通したものである。⁽⁴⁹⁾「奉行側が」、「この儀は仲間が密書を遣したのか」と僉議を遂げたところ、「源蔵は」、「牢内に知り合いは居ないが、ふと下人に持たせた。もちろん、江戸宿や手代どもへも知らせず、ひそかに給物をつかわした節、それに添えて遣わした。不調法の至り、申し披きもできない」と述べた。

二 以上が久斗山鉄山師源蔵の吟味の様子を記した供述調書の内容である。源蔵は事件当夜、鉄山に居なかつたため、事件当時の状況についての供述は見られない。尋問ではまず、偽証（偽装工作）問題が取り上げられている。出石で僉議の節、手代与兵衛が、当日の夜番人与右衛門は病死したと偽りを述べているので、それをくつがえすことを言えば、関係者が奉行所まで呼び出されることになるので、与右衛門は病死したと自分も述べた、というのが源

蔵の言い分であった。それでは、出石での僉議にさいし、そのような偽証を与兵衛がなせしめたのが当然問題になる。与兵衛自身はこの点につき、後述のように、「私共一同に申し合わせた」と述べている。「私共一同」の中に源蔵、平八らも含まれると見るのが自然であろう。源蔵の手代八兵衛は、既述のように、奉行側の尋問に対し、明確に、『あの夜、与右衛門は夜番ではなかったが、平八と源三が、「与右衛門は夜番であつて、治右衛門を見つけて盗人」と声をかけたので、大勢が出てきて打殺した、と出石で証言するように」と申し含めた』、と供述している。与右衛門も、後述のように、源蔵らに偽証を依頼されたと述べている。

源蔵の証言は、八兵衛、与右衛門らの証言と相容れないものであつた。しかし、その点について特段の追及がなされることはなかった。平八（源蔵弟）、八兵衛（源蔵手代）、孫左衛門（久斗山村庄屋）、それに後述する善七（源蔵手代）、与兵衛（同）は、いずれも評定所で「再篇吟味」されているが、他の者の証言との整合性に強い疑問の残る源蔵については、「再篇吟味」がなされた形跡はない。その理由は定かではない。既述した孫左衛門の場合と同様、ここでも、偽装工作問題から事件の真相解明に密接にかかわる有益な手がかりは得られそうもないと判断したのであろうか。

尋問の第二点目は、殺された治右衛門が盗人であつたのかという点である。これについては、伝聞でそのような印象を持ったと源蔵は述べている。ただ、治右衛門が鉄を所持していた点につき、「(盗人から)盗み鉄を買つたのか、又は平八、手代どもが如何様に細工をしたのか、治右衛門が死亡したので実否は申し難い」と述べている点は興味深い。「自分の弟が細工をして強盗殺人を行うようなことは決してあり得ない」と弟の疑惑を強く否定してはいないからである。この点は、殺された治右衛門の倅や親類たちが、「治右衛門は盗みをするような者ではない」、

と強く主張したのとは対象的である。

第六項 善七（香住村源藏手代）、与兵衛（同）の吟味

一 この兩人は正徳二年（一七二二）二月に入牢を命じられ、同年九月の段階で宿預けとなっている。第三項でとり上げた八兵衛の肩書が「久斗山鉄山師源藏手代」となっていたのに対し、善七、与兵衛の兩人の肩書は、「香住村源藏手代」となっている。この違いの意味するところは不明である。ただ、どちらも源藏の鉄山で働いていた者であることは、それぞれの供述調書から分かる。兩人の評定所での吟味の様子については、供述調書（50「申口」）に次のようにある。

この兩人（善七、与兵衛）が申すには、『去る卯年（正徳元年（一七二二））二月一日の夜、座小屋辺で何者とも知らぬ者がたたずんでいたのので、夜番人八兵衛が見つけ、「何者だ」と咎めたけれども、返事もせず逃げたのを八兵衛が追いかけて、棒で打倒して捕えて来た。その節、私どもは寝ていたが、起きて出て行き様子を見たところ、平八が言うには、「盗人であれば死んでも構わぬので、強く縛るように」と申し付けたので、八兵衛が強く縛り、はしごの四段目あたりへ足つま先が上がるほどに結びつけたため、死んでしまった。私どもはそのとき、そこに出合ったまでである。このとき久斗山村庄屋孫左衛門がそこに居合わせて、「強く縛るのは無用だ」と言っただけでも、平八が言うには、「お前は構うな」と孫左衛門を突き除けたので、老人であるため倒れてしまった」と述べた。

また、「奉行側が」、「治右衛門が銀子を所持していたのを知っていて、申し合わせて縛り殺したのではないか」と詮議をしたところ、「決してそういうことではない。もちろん、治右衛門は銀子等を所持していなかった」と両人が言うので、「奉行側が」、「治右衛門が盗人という証拠はあるのか」と「数篇」尋問したところ、「両人は」、「盗人という証拠もないのに、卒示に縛り殺させ、そのうえ、出石役人へも届けず内証にして死骸を埋め置いたことは謝まる」と述べた。

さてまた、その夜、番人が与右衛門でもないのに「与右衛門が」番人だと偽り、生きているのに病死したと一同に申ししたことを尋問したところ、「善七、与兵衛両人は」、「与右衛門が番人だと偽ったのは、八兵衛は手代であつて夜番人とはいえない。「そこで」「与右衛門は常々夜廻りをしていたので、その夜は番人であつて、治右衛門を見つけ声をかけたところ、何の返事もなく逃げて行つたので、大勢が出合い打ち殺した」と出石で申すようにと、私共一同に申し合わせたことに間違いない。病死したと偽つたのは、与右衛門は軽き者⁽⁵¹⁾であるので、詮議の節、八兵衛が縛り殺したと有り体に申すと、私どもまで難儀すると思ひ、死んだと偽つた。「この点は」謝まる』、と述べた。

二 以上が鉄山師源蔵の手代善七、与兵衛の吟味の様子を記した供述調書の内容である。第三項で紹介した手代八兵衛の供述と重なるところが多い。ここでの尋問のポイントの第一点目は、治右衛門の銀子を奪うため、鉄山の者が申し合わせて殺害したのではないかとという点である。意図的計画的犯行の可能性という観点からのこの尋問を、奉行側は八兵衛に対しても行い、否定する八兵衛に疑念を抱いた奉行側は、この点につき「数篇」尋問をしていた。

善七、与兵衛の兩人に対しても同じ尋問を行ったが、答えは八兵衛同様、否であった。攻め口をうまく見い出せなかったのか、奉行側はそれ以上の追及をしていない。

尋問のポイントの第二点目は、治右衛門が盗人であったのかという点である。この点については、奉行側は「数篇」尋問している。攻めあぐねた第一点目とは異なり、第二点目については奉行側は何度も追及している。奉行側の執拗な追及に善七、与兵衛兩人はついに屈して、盗人という証拠もないにもかかわらず殺して無届け埋葬をしたことを詫びている。

さらに、尋問では偽証問題がとり上げられている。これについても、善七、与兵衛兩人は、八兵衛とほぼ同様の証言をしている。ただ八兵衛は、平八と源蔵が偽証するよう『申し含めた』と明言していたのに対し、善七、与兵衛の兩人は、偽証につき、出石で『私共一同に申し合わせた』、と述べている。源蔵と平八の名を明言しない言いまわしとなっているが、鉄山で起こった他領者殺害という重大事件であるので、鉄山の総責任者たる鉄山師源蔵、それに事件当夜の鉄山の現場責任者ともいうべき平八が、偽装工作をした「私共一同」のなかに含まれていると考えるのが穏当なところであろう。

第七項 安左衛門（香住村源蔵手代）、市郎左衛門（同）の吟味

一 鉄山師源蔵の手代安左衛門、市郎左衛門の供述調書（「申口」）には、「右兩人、追而招呼、遂吟味候処……」とある。兩人は評定所での審理の途中で召喚されたものと思われる。供述調書（「申口」）には入牢の記載はなく、「宿預ケ」の記載がある。また、平八（源蔵弟）、八兵衛（源蔵手代）、孫左衛門（久斗山村庄屋）、善七（源蔵手代）、与

兵衛(同)の場合のように、「再篇吟味」の記載もない。両人の吟味の様子については、供述調書に次のようにある。

右両人(安左衛門、市郎左衛門)を追って召喚して吟味したところ、『与兵衛、善七の申す通りに相違ない』、と述べた。

奉行側は二人の供述の対しとくに尋問をした様子はない。していたのかも知れないが何も供述調書には書かれていない。特段の目新しいものが無かったからであろうか。

二 右両人の供述調書には、次のような一つ書きの文章が付記されている。

一 右平八、孫左衛門、手代四人の者どもを「数篇吟味」したところ、「治右衛門が」銀子を所持していたのを知って「鉄山の者たちが」申し合わせて殺したとは思われない。「夜番人が」「盗人」と言ったので右のようにしたものと思われる。

これは、第三項の八兵衛の供述調書に見られた「供述評価報告文」と同じ性格のものとしてよいであろう。ここでは、源藏弟の平八、久斗山村庄屋孫左衛門、源藏の手代四人の供述に対する評価・結果が記されている。これによれば、奉行側は平八、孫左衛門、手代四人に対し、「数篇吟味」している。そのたび重なる吟味の結果にもとづ

き、奉行側は、「これらの者が、治右衛門が銀子を所持していたのを知って申し合わせて殺害したとは思えない」と記している。奉行側が、計画的犯行の可能性を重視して何度も吟味していたこと、そして、その結果、その可能性について否定的な心証を形成していたことが分かる。第三項で見られた「供述評価報告文」の段階では、奉行側は明確な心証形成には至らなかった。その後、吟味が進んだことによるのであろう、この「供述評価報告文」ではかなり明確な心証が形成されてきていたことが分かる。

第八項 与右衛門（香住村源藏の山子）の吟味

一 鉄山師源藏の山子である与右衛門は、これまで何人かの供述のなかに出て来た偽装工作に名前を利用された人物である。「山子」とあるので源藏の鉄山で何らかの山仕事をしてきた者であろう。与右衛門は正徳二年（一七一〇）八月に入牢を命じられ、その後、病気のため仙石越前守家来に預けられている。与右衛門の吟味の様子については、供述調書（「申口」）に次のようにある。

右の者（与右衛門）が言うには、『去る卯年（正徳元年（一七一〇））二月十一日夜、熊谷村の治右衛門を鉄山で縛り殺したので、出石で僉議の節、源藏、平八、八兵衛が頼むには、「八兵衛が夜廻りのときに治右衛門を見つけて縛り殺した。八兵衛が（僉議のため）出石へ行ってしまうと、跡が明いてしまうので、私（与右衛門）が一日の晩、夜廻りのさいに治右衛門を見出し、盗人^ノと声を立てたところ、大勢が出て来て打ち殺したと言つてほしい。その通り言えは埒があく、と強く頼むので、やむなく出石ではその通り申し述べた。私は

軽き者なので、くわしい訳は知らない。土地の風聞でも、八兵衛が盗人をつかまえたと言っている。治右衛門が盗人なのか、私は全く知らない。一日夜遅く〔事件のことを〕聞いて出てきてみたが、そのときはもはや台所の戸を立てて〔中に〕人を入れなかったもので、様子を見ていない。もつとも、私どもは夜廻りをしているが、毎日、平八などが〔順番を〕繰り合わせて申し付けている。一日の夜番は誰が申し付けたのか全く分らない』、と述べた。〔奉行側が〕、『久斗山鉄山で源蔵が新道を作って以降、昼夜、美含、熊谷辺へ用事がある者が通っていたか』、と尋ねると、『与右衛門は〕、『去年中は用事があれば通っていた。当春に至り番所をこしらえ、むやみに通さぬようになった』、と述べた。

二 以上が鉄山師源蔵の山子与右衛門の吟味の様子を記した供述調書の内容である。与右衛門の証言によれば、事件発生当時、彼は現場に居なかった。事件のことを聞いて現場にかけつけてきたが、そのときは既に、治右衛門が連れ込まれた台所の戸が締められていて中に入れなかったため、中の様子は見ていないとのことであった。久斗山村庄屋孫左衛門の証言とのくい違いは、第四項で指摘した。与右衛門の供述調書には、源蔵、平八らによる偽装工作の様子がリアルに記されていた。

また、奉行側は、これまでの尋問のポイントの一つであった治右衛門が盗人であったのかという点を意識してのことと思われるが、鉄山新道の夜間利用の可能性について問い糺している。正徳二年春の番所設置までは、用があれば通行可能であったという与右衛門の証言は、治右衛門が用事のため通った——したがって、盗人として通り抜けようとしたと断定できるものではなかった——可能性を示す一つの材料といえよう。それは、鉄山の者たちが治

右衛門を盗人と認定した「証拠」に強い疑念を抱いた奉行側の見方を補強する証言であった。

なお、供述調書に直接記載はされていないが、奉行側は、夜番の命令権者が誰かを問い糺していたようであり、与右衛門は、それについては、『毎日、平八などが順番を練り合わせて申し付けている』と答えている。事件当日の実際の夜番人は八兵衛であった。しかし、善七、与兵衛の証言にあるように、八兵衛は手代であって夜番人ではない。なぜ、事件当夜、八兵衛は夜番を勤めることになったのであろうか。奉行側はこの点に何か不自然さを感じて上記のような尋問をしたのかも知れない。⁽⁵³⁾夜番命令権者と夜番人が結託して強盗殺人をたくらんだという可能性を考えたのだろうか。奉行側の尋問の意図が那邊にあったのか定かではないが、それ以上の追及はなかったようである。

第九項 清三郎（治右衛門の甥 久斗山村住人）の吟味

一 治右衛門の甥で久斗山村の清三郎は、正徳二年（一七二二）六月、入牢を命じられ、その後、宿預けとなっていたが、正徳三年四月二六日、病死している。清三郎の吟味の様子については、供述調書（申口）⁽⁵⁴⁾に次のようにある。

右の者（清三郎）が言うには、『去る卯年（正徳元年（一七二一）二月一日の朝、治右衛門が私の留守宅に来て女房に言うには、治右衛門の相掣の境村六兵衛方へ行くと行って出て行った。同日の暮時分、再度やって来て、六兵衛方よりいま帰ってきたとのことであったので、私が、「暮になったので泊まるように」、と言ったと

ころ、「行く所があるので泊まらない」、とのことで、行ってしまった。ところが、翌二日朝、二方郡竹田村に住んでいる親類の徳左衛門という者が、「治右衛門が昨夜、鉄山で打ち殺された」、と知らせたので、早速行って様子を見たところ、そのときはもはや死骸を埋めてあったので、打ち殺された様子も分からなかった。人足たちに様子を尋ねたが、知らないと言ったので宿に帰り、また昼過ぎに鉄山へ行ったところ、治右衛門の悴たちが来て、死骸を掘り出していたので手伝い、死骸は平八の小屋へ持ち込み、「盗人という証拠もないのに打ち殺したのは納得できないので、出訴する」、と治右衛門の悴どもが一同に言った。もともと、出石での吟味の節も呼び出され、右の通り述べた』、と申した。

この者は、このたび治右衛門悴や親類どもが出訴した際、一同に願ひ出るべきところ、相手方と一緒にやって来て、吟味のうえ右のように申し立てて疑わしいので、『源蔵、平八などが金銀などをもって頼み込み、馴合っているのではないか』、と吟味をしたところ、清三郎は、『いささかもそのようなことはない。〔相手方は〕伯父の仇であるので、何としても遺恨を晴らしたいと思ひ、心の底では色々と思うところがあるが、鉄山の者どもは同じ支配地の者であるので〔一領之儀ニ御座候間〕、源蔵と一緒に店頭するようにと、地頭より申し付けて来たので、違反せぬように、相手方と一緒に店頭した』、(と申した)。「奉行側が」、『治右衛門が鉄山へ来たさい、銀子等を所持していたのか』とか、あるいはまた、常々の様子を尋ねたところ、「清三郎は」、『その節、銀子を所持していたかどうかは全く知らない。もちろん、治右衛門は盗みなどするような者ではない』、と述べた。

二 以上が治右衛門の甥清三郎の吟味について供述調書に記されている内容である。事件当日の治右衛門の行動、事件翌日の様子が述べられている。幕府への出訴前に出石藩で吟味があったことが知られる。⁽⁵⁵⁾

ここで注目すべきは、奉行側が清三郎の行動に疑念を抱いていたことである。清三郎は殺害された治右衛門の甥であり、本来なら訴訟人側に名を連らねて一緒に出訴すべきところ、そうせず、相手方（加害者側）と一緒に出頭したことから、奉行側は清三郎を疑い、加害者側に金で買収されて馴合っているのではないかと、清三郎を吟味している。裁判の公正さを保ち、幕府の裁判の権威が傷つけられないようにするため、奉行側が細心の注意を払っていたことがうかがえる。

第一〇項 八兵衛（久保山村番太郎）の吟味

一 番太郎とは番小屋の番役を勤める者である。夜警、火の番、水門の番、浮郎人取締りなどにあたった。八兵衛に入牢の記載はない。八兵衛の吟味の様子については、供述調書（「申口」⁽⁵⁶⁾）に次のようにある。

右の者（八兵衛）は、鉄山の者どもが呼びにやり、治右衛門の死骸を埋めさせたものであるので、その際の様子を尋ねたところ、「八兵衛は」、「去る卯年（正徳元年（一七一））二月一二日朝、源蔵手代どもが呼びに来たので鉄山へ行つたところ、「盗人を殺したので取り置くように」、というので、「どうすべきか」、と尋ねたところ、「勝手次第にするように」、と言うので、衣類などを剥ぎ取り、股引ばかりそのままにして死骸を埋めた。その後、熊谷村より大勢が来て、死骸を掘り出し、一五、六日ごろ出石より検死が来て、一八、九日ごろ死骸

を始末した。そのほかのことは知らない』、と述べた。この者はほかに怪しいところがないようである。

二 以上が番太郎八兵衛の吟味についての供述調書の内容である。事件当時、現場に居なかったこともあり、事件発生時の様子はとくに語られていない。供述調書から、二月一二日朝、鉄山の者たちが死骸の処理を番太郎にまかせていたこと、番太郎は死者の衣類を収得していたこと、死骸を「埋める」という形で処理したことが分かる。同日、熊谷村より治右衛門の悴たちが来て、久斗山村庄屋孫左衛門、手代与兵衛に断わって死骸を掘り出させ、吟味ののち死骸を平八の台所に入れ置き、手代どもへ預けた。⁽⁵⁷⁾三、四日後には藩役所より検使が来ている。そして、検使の三、四日後に死骸を始末している。具体的にどのようなように始末したのか不明であるが、悴たちに引渡したのであるうか。番太郎の供述調書から、死骸取扱いの一端がうかがえる。

供述調書には、「この者はほかに怪しいところもない」と書き込まれている。奉行側の印象が良かったのであるう。

第二一項 喜八（久斗山番太郎）の吟味

一 久斗山番太郎喜八の供述調書には入牢の記載はないが、正徳三年（二七一三）四月二〇日、病死している。喜八の吟味については供述調書に次のように記されている。

この者（喜八）も右の節、出てきたようであるので、様子を尋ねたところ、『去る卯年（正徳元年（二七一））

二月二日、源藏の親の泰岳が、「久斗山で盗人を殺したので、行つて様子を見届けるように」、と申したので、やつて来て死骸を片付けるのを手伝つたまでで、その節の様子は知らない』、と述べた。

二 以上が番太郎喜八の吟味についての供述調書の記載内容である。事件当時、現場に居なかつたため、事件の経緯等については全く触れられていない。事件に関する情報はとくに持ち合わせていないと思われたのである。か、奉行側からの尋問は特に記されていない。⁽⁵⁸⁾

第一二項 長兵衛（熊谷村治右衛門忰）、吉兵衛（同）、加兵衛（治右衛門従弟）

一 治右衛門忰長兵衛、吉兵衛、治右衛門従弟加兵衛は、いずれも訴訟人として名を連ねていた。吟味が、三名同時に法廷で行なわれたのかどうかは定かではないが、供述調書（申口）は連名になっている。三名の吟味の様子については、供述調書に次のように記されている。

右三人（長兵衛、吉兵衛、加兵衛）が申すには、『去る卯年（正徳元年（一七一二））二月一日、宿⁽⁵⁹⁾を出発するさきに（治右衛門は）、久斗山鉄山で買い置いた鉄を、今日行つて、一兩日中に出させる。行き次第、浜出しする』、と申していた。その日の昼はどこへ行つていたのか分からない。そのほかにも調達するものがあり、美含郡、七味郡の方へ行くので、銀子を持参していた。常々、久斗山近辺で商い物を色々買出ししていた。そのうえ、久斗山村中で治右衛門を知らぬ者はいない。源藏が開いた新道は、美含郡へ行く道筋であり、昼夜通

ることがあった。治右衛門は百姓であったが、最近は何れにも任せ、耕作等はせず、商いばかりしており、盗みなどするような身上の者でもないのに、とやかく盗人のように言うのは偽りだ。右の通り相違ない』、と述べた。〔奉行側が〕、『鉄山において鉄を買い、前銀を渡し置いたとのこと、そうであれば証文あるいは帳面等もあるであろう』、と尋ねたところ、〔訴訟人らは〕、『その日、帳面、証文等を治右衛門が持つて行ったので分からない』、と述べた。治右衛門の身上向を尋ねたところ、『田を九石余り所持、家内人数九人で、牛を三疋持つている。治右衛門はつねづね、糸綿、小豆、楮等の商売をしていた』、と述べた。

二 以上が治右衛門の倅長兵衛、吉兵衛、治右衛門の従弟加兵衛の吟味についての供述調書の内容である。事件当日の治右衛門の様子が述べられている。これまでの尋問のポイントであった、(一) 治右衛門は盗人であったのか、それとも、(二) 鉄山の者が治右衛門の所持金を奪い殺害したのか、という点が奉行側の念頭にあったものと思われる。(一)とのかわりで、日ごろの暮しぶり、身上を尋ね、治右衛門を盗人のように言うのは偽りだとの証言を引き出している。そして、(二)とのかわりでは、奉行側は、証文、帳面類の存在を尋ねている。それらから取引の実態、当日の持参金の多寡に関する手がかりを得ようとしたのである。証文、帳面類は当日、治右衛門が持参して行ったため存在しないことが分かり、この点についてはこれ以上迫ることができなかった。

第一三項 六兵衛（治右衛門の相聲 但馬国境村住人）の吟味

一 治右衛門の相聲六兵衛の吟味の様子については、供述調書（申口）に次のようである。

右の者（六兵衛）が申すには、『去る卯年（正徳元年（二七一））二月一日朝、治右衛門が私方へ来て、旧冬、村で買つて置いた櫓を出してくれるようにと申し、昼食をとつてそれから美含へ行き、大小豆、櫓などの調達に行つた。久斗山でも鉄二駄買い置き、「四、五日中に出荷する」と（先方が）申ししていたが、いまだ出荷されないで、そこへも行くと言つて帰つた。殺されたということは、一二日朝、久斗山の弥右衛門という者より知らせて来たので、早速、鉄山へ向かつたところ、治右衛門悴たちと出会い、一緒にやつて来たところ、既に死骸は埋められていたので、名主孫左衛門、手代与兵衛に断り掘り出させ、平八の台所へ入れ置き、手代どもへ預けた。平八は香住村へ帰つたとのことで、出会わなかつた。死骸の様子を見たが、衣類を剥ぎ取つていたので物取りのように思われた。源蔵がこしらえた新道は昼夜、断わることなく通つていた。治右衛門は盗みなどする者ではない』、と述べた。

二 以上が治右衛門の相掣六兵衛の吟味についての供述調書の内容である。殺害当日の治右衛門の行動が具体的に語られている。第九項の清三郎の証言が、もし、信用できるものであるとすると、彼の証言とこの六兵衛の証言、そして、訴訟人の訴状や証言を合わせると、事件当日の治右衛門の行動はかなりの程度明確になってくる。しかし、これらの証言、訴状から事件の真相解明につながるような手がかりは得られなかつたようである。

一二日朝、治右衛門殺害の知らせを聞き、六兵衛が久斗山に向かつたところ、久斗山村庄屋の孫左衛門は居たが、現場責任者ともいふべき平八は香住村へ帰つて居なかつたことが、この供述調書から分かる。香住村は兄源蔵の居住村である。平八は源蔵のもとに事件の善後策の相談に行つたのだろうか。

第一四項 徳左衛門（治右衛門親類 但馬国竹田村住人）の吟味

一 この者は治右衛門の親類であるが、久斗山村鉄山へ日雇い稼ぎに出ている者である。第九項でとり上げた清三郎の証言の中に出てきた者で、治右衛門が殺されたことを清三郎に事件の翌日知らせた者である。徳左衛門の吟味の様子については、供述調書（「申口」）に次のようにある。

右の者（徳左衛門）が申すには、『久斗山村宇兵衛と申す者の所を宿にして、鉄山へ日雇いに行っていたところ、去る卯年（正徳元年（一七二一））二月一日夜、寝ていたところ騒がしくなつたので、様子をみたところ、「熊谷村治右衛門を打ち殺した」というので、「自分は」治右衛門の親類であるので行ってみようとすると、宇兵衛の母がいうには、「夜中、理由もなく宿から出すことはできないので、夜があけて平八に断つてから行くように」と押しとめられたので、やむなく出て行かず、夜があけて山肝煎安左衛門という手代に、「夜、治右衛門が打ち殺されたと聞いた。親類でもあるので今日は休みをほしい」と言ったが承知しないので、言い置いたままにして熊谷村に行き、治右衛門の悴どもへ知らせた。右の通りである。その節の様子は知らず、治右衛門の死骸も見えなかつた』と述べた。

二 以上が治右衛門の親類徳左衛門の吟味についての供述調書の内容である。供述調書を見る限り、奉行側が尋問したと思われる記述は見当らない。具体的に何も尋問しなかつたのだろうか。但馬国から江戸へ呼び寄せておい

て何も尋問しないというのは考え難い。尋問をしたが、徳左衛門が事件当時現場に居合わせず、事件の真相解明につながり得る有益な答弁がとくになされなかったため、供述調書への記載は省略したのかも知れない。供述調書〔申口〕が、第一項で述べたように、老中への報告のため奉行側が尋問の様子を記したものであったため、事件の判断にかかわりのないと思われた事柄は、極力省略されたのかも知れない。

註

- (1) 石井良助『日本法制史概説』（創文社、昭和四十六年改版第二刷、四七一頁）。
- (2) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、昭和三十五年、四〇九頁、四一四頁）。
- (3) 両氏の見解の相違点については、石井良助『日本刑事法史』（創文社、昭和六十一年、六五二、六五三頁）参照。
- (4) 平松・註(2)引用書、四〇三頁。
- (5) 平松・註(2)引用書、四一〇頁。
- (6) 平松・註(2)引用書、緒言四頁。
- (7) 石井・註(3)引用書、六五三頁。
- (8) 平松氏は、「出入筋にも刑事裁判法的手続が混在する」とされる（註(2)引用書、緒言四頁）。
- (9) 中田薫『法制史論集』第三卷下（岩波書店、昭和四十六年、八七八〜九〇四頁）。
- (10) 評定所一座による刑事事件の吟味について、「吟味伺書」、「吟味書」を手がかりにして論じたものに、森安彦「『評定所一座書留』からみた大塩の乱」（大塩事件研究会編『大塩平八郎の総合研究』（和泉書院、二〇一一年））がある。そこでは大塩の子の量刑問題など、興味深い叙述が見られるが、用いられた「吟味伺書」、「吟味書」には犯罪事実の記述は見られるが、奉行側の尋問とそれに対する被糾問者の答弁は記されていないため、評定所における審理の具体的な様子を知ることはできない。
- (11) 本史料の利用については、京都府立総合資料館歴史資料課の辻真澄氏、山本琢氏のお世話になった。ここに記して謝

意を表したい。

- (12) 高塩博「丹後国田辺藩の博奕規定と『徒罪』」(『国学院法学』第四九卷第二号、四六頁註(5))。なお、谷口家資料については、高塩「丹後国田辺藩の『徒罪』について」(『国学院法学』第四九卷第四号、四四頁)をも参照。
- (13) 五種類の書物の名は次の通りである。

(一) 評定所 一座へ御渡被成候書付
一座相談之上相極候書付
并当用大概書抜

〔因幡守掛之分〕
〔宗書〕

(二) 享保三戌年迄 評定所立合 式日公事訴訟裁許留
同八年卯年迄 御書下三通

(三) 御裁断書
御裁許証文七通

(四) 於御評定所詮議者留書

(五) 御仕置例書

- (14) 前註の(二)がそれである。この判例集については、大平祐一『近世日本の訴訟と法』(創文社、二〇一三年)第二編第一章「江戸幕府評定所民事判例集と相对済令」で紹介している。

(15) 本文中には「東蔵寺」とある。

- (16) 石井・註(1)引用書、四七四頁、平松・註(2)引用書、四三二頁、服藤弘司『公事方御定書の研究』(創文社、二〇一〇年、三二八頁)。

- (17) 出入筋は、この裏判消という消印の手続を以て終了する(中田・註(9)引用書、九〇三、九〇四頁、石井・註(1)引用書、四七七頁、小早川欣吾『増補近世民事訴訟制度の研究』(名著普及会、昭和六三年、四七五、四七六頁)、平松・註(2)引用書、八九九頁、浅古弘・伊藤孝夫・植田信弘・神保文夫編『日本法制史』(青林書院、二〇一〇年、二三八頁(神保氏執筆))等参照)。

- (18) 石井良助『近世民事訴訟法史』（創文社、昭和五九年、二三四頁）、服藤・註(16)引用書、三二八頁、平松・註(2)引用書、四三二頁等参照。
- (19) この点で、「詮議事」を、「評定所の管轄する重要な案件の審理」と解した小林宏氏の見解（小林『日本における立法と法解釈の史的研究』近世（汲古書院、平成二年、一〇五頁））、あるいは、詮議（僉議）を、「民事刑事裁判の吟味」と解した小早川欣吾氏の見解（小早川・註(17)引用書、一四頁）は注目される。
- (20) 「人殺出入」文書については、史料を翻刻したものを別途、公にする予定であるので、本稿とあわせて読んでいただければ幸いである。
- (21) 四名のうち一名は、「手代共」と不特定多数の形で書かれている。
- (22) 法廷での供述を記したものであるので、裁判調書と呼ぶこともできよう。なお、この点については、中田・註(9)引用書、八六七頁をも参照。
- (23) 以上、中田・註(9)引用書、八九九頁。
- (24) 中田・註(9)引用書、九〇〇頁。
- (25) 「吟味筋」では、「吟味詰り之口書」にもとづき「吟味書」（「吟味伺書」）が作成され、老中に提出される（平松・註(2)引用書、八四四～八五四頁）。
- (26) 篠山市教育委員会所蔵。
- (27) 「評定所公事、伺之上裁許之部」は、表題の示す通り、「評定所公事」（「評定公事」）につき評定所一座が老中に伺い、裁許（判決）を申し渡した事案の裁判記録である。本史料の閲覧・撮影を許可して下さった篠山市教育長前川修氏、ならびに閲覧・撮影にさいし色々とお世話になった篠山市教育委員会社会教育・文化財課の村上由樹氏、山内えみ氏に深甚の謝意を表す。
- (28) この一件の刑事出入「吟味伺書」の表題には、「奥州泉村平七外老人、相手同国下大笹生村宇兵衛外四人、紛失物出入吟味伺書」とある。織田左近将監領分の百姓平七宅から盗まれた品が、岸本弥三郎代官所の百姓宇兵衛宅等から発見さ

れたため、平七が宇兵衛と村役人らを相手取って江戸の寺社奉行所に出訴し、双方が評定所に呼出され吟味を受けた事件についての「吟味伺書」である。

(29) 全九件の民事出入「吟味伺書」のうち一件の表題を例示すると、次の通りである。

「越後国木越村彦之丞外式人、相手同村助右衛門外拾壹人、漁場出入吟味伺書」

なお、この九件の中には、民事出入「吟味伺書」、刑事出入「吟味伺書」のいずれに分類すべきか判然としないものもあるが、とりあえず民事出入「吟味伺書」の中に分類しておいた。

(30) 「評定所公事伺之上裁許之部」二冊に一つだけ見られたこの刑事出入「吟味伺書」は、紛失物出入に関するものであるが、「吟味筋」の手続で見られた「吟味書」(「吟味伺書」)、「黄紙附札」、「御仕置付」等に類似している。「吟味筋」の場合の「吟味書」(「吟味伺書」)および「黄紙附札」、「御仕置付」については、平松・註(2)引用書、八五二、八五三頁、国立史料館編『大塩平八郎一件書留』(東京大学出版会、一九八七年、三頁以下、二二一頁以下)を参照。

(31) 民事出入「吟味伺書」全九件中、三件に「御答附書付」が付されている。

(32) 註(28)引用の刑事出入「吟味伺書」には、末尾に、「右伺之通、御仕置可被申付候」とあり、老中の指令(下知)にもとづき判決申渡が行われることになっていたことが分かる。註(29)引用の民事出入「吟味伺書」には、冒頭に、「書面伺之通裁許可仕旨被仰聞、承知仕候」との記載があり、ここでも老中の指令(下知)にもとづき奉行(評定所一座)が裁許申渡することになっていたことが分かる。

(33) 「人殺出入」文書(6)および、「於評定所証議者留書」第七番目の事案、中田・註(9)引用書、八九九〜九〇四頁等参照。

(34) ここでの「宿」は「自宅」の意味である。

(35) 原文には「出石越前守」とあるが、「仙石越前守」の誤りである。

(36) 他領関連事件につき大名が裁判権を持たなかったことについては、平松・註(2)引用書、三頁以下、六五頁以下を参照。

(37) 「奉行所吟味」については、平松・註(2)引用書、一〇、一一頁参照。

- (38) 中田・註(9)引用書、八七九頁、平松・註(2)引用書、一一四頁、四三二頁参照。
- (39) 「一通吟味」とは、評定所での訴訟人・相手方が初対決のさいに行われる「事件の概括的審理」のことである(中田・註(9)引用書、八二七頁)。
- (40) 中田・註(9)引用書、八二八頁、八二九頁註(21)参照。
- (41) 旧事諮問会編・進士慶幹校注『旧事諮問録——江戸幕府役人の証言』(上)(岩波文庫、一九八六年第二刷、一四三頁)、中田・註(9)引用書、八七八頁以下、特に八九〇頁以下参照。なお、石井・註(18)引用書、二四〇頁以下をも参照。
- (42) 註(41)引用『旧事諮問録』(上)一四三頁、平松・註(2)引用書、四三二頁、中田・註(9)引用書、九〇〇頁等参照。
- (43) 平八の供述調書には、「再篇吟味之上 申口」と記されている。再度の吟味を踏まえたうえで作られた供述調書であることが分かる。
- (44) 八兵衛の供述調書にも、「再篇吟味之上 申口」と記されている。
- (45) 孫左衛門の供述調書にも、「再篇吟味之上 申口」と記されている。
- (46) 原文にも「地頭」とあるが、ここでは「領主」の意である。
- (47) 「私的内済」については、大平祐一「書評 山田勉『延岡藩の刑事内済』」(『法制史研究』三八号、一九八八年)(本書評は、のちに大平・註(14)引用書に収録される)を参照。
- (48) 源藏の供述調書は、「再篇吟味之上 申口」ではなく、単に「申口」とだけ記されている。
- (49) 「出羽守」とは、寺社奉行森川俊胤のことである。
- (50) 両人の供述調書にも、「再篇吟味之上 申口」と記されている。
- (51) 「軽き者」とは「軽い身分の者」といった意味合いであろう。
- (52) 治右衛門が台所に連れこまれたことについては、第四項孫左衛門の証言による。
- (53) 夜廻りを勤める与右衛門自身も、「一日の夜番は誰が申し付けたのか全く分からない」、と述べている。
- (54) 清三郎は入牢を命じられているが、その供述調書には、「再篇吟味之上 申口」とは記されず、ただ「申口」とだけ記

されている。奉行側は清三郎の行動に疑念を疑っていたが、「再篇吟味」は命じていなかったことが分かる。

(55) 出石藩の「吟味」は、自藩の者についてだけなされたものと思われる。

(56) この八兵衛以下の者たちの供述調書はすべて「申口」とだけ記されている。

(57) 以上、第一三項六兵衛供述調書、ならびに訴訟人「訴え」(c)参照。

(58) 実際には尋問はなされているが、特記するようなのは無かったのでとくに記されていないのかも知れない。この点については第一四項で触れる。

(59) ここでは「宿」は自宅のことである。

(60) 訴状の原本は「人殺出入」文書には収録されていないが、それに基づいて作成されたものが「人殺出入」文書の「訴え」部分である。そこには事件当日の治右衛門の行動予定が記されている(第三節二参照)。

(二〇一六年三月二七日 未完)